

令和5年度福島県過疎地域等政策支援事業 奥会津地域人材育成・確保支援コーディネーター（仮称）設置業務 仕様書（案）

1 目的

本仕様書は、福島県（以下「委託者」という。）が委託する「奥会津地域人材育成・確保支援コーディネーター（仮称）設置業務（以下「本業務」という。）」を受託した者（以下「受託者」という。）が、奥会津地域人材育成・確保支援コーディネーター（仮称）設置要領（以下「要領」という。）に掲げる業務を円滑、かつ、効果的に行うために遵守しなければならない事項を定めたものである。

2 事業実施の趣旨

人口減少・少子高齢化が県内でも著しく進行している奥会津において、地域づくり人材の育成・確保に関する地域の課題やこれまでの取組を踏まえ、地域づくり人材の育成・確保に関する知見及び実績を有する専門人材を「奥会津地域人材育成・確保支援コーディネーター（仮称）（以下「コーディネーター」という。）」として配置し、奥会津の町村や関係団体が実施する施策への助言や調整を通じて、次代を担う人材の育成・確保に関する支援を行うとともに、地域住民自らが地域づくりに意欲的にチャレンジする環境づくりを図る。

なお、本仕様書で記載する奥会津とは、柳津町、三島町、金山町、昭和村、只見町、南会津町及び檜枝岐村の区域を指すものとする。

3 委託期間

契約締結の日から令和6年3月29日（金）まで

4 奥会津地域人材育成・確保支援コーディネーター（仮称）の業務

コーディネーターは、委託者や奥会津の町村、奥会津の7町村で構成される只見川電源流域振興協議会（以下「協議会」という。）等の関係機関と連携・調整を図りながら、以下の業務を実施する。

(1) 地域づくり人材の育成・確保の取組支援

- ・協議会が実施する地域づくり人材の育成・確保の取組として、地域の課題やこれまでの取組・成果を踏まえた新たな企画を3案以上提案すること。
- ・提案する各企画の支援対象には、次の①～③のうち1者以上を関係させること。
 - ① 奥会津在住の概ね20～40歳代の就業者等
 - ② 奥会津在住又は奥会津の中学校・高等学校に通学する生徒やその関係者
 - ③ 奥会津への移住者（地域おこし協力隊、Uターン者含む）及び移住希望者

- ・企画ごとに、企画の実践又は発表の場（セミナーや発表会など、現地開催を原則とする）を2回以上設ける計画とし、実際に開催する際は現地で対応すること。
 - ・提案を受けて協議会が各企画の準備を行う際は、必要に応じて適宜助言やマネジメントを行うこと（オンラインでの支援も可能とするが、必要に応じて現地に赴けるようにすること）。
 - ・各企画の実施後には、結果の検証及びフォローアップを支援すること（オンライン可）。
 - ・三つの企画案が全て同一かつ単一の町村で行われることがないようにすること。
 - ・なお、企画の実施に当たり、詳細は県及び協議会と協議の上決定する。
 - ・その他、関係機関からの相談対応や事業間連携の提案・助言、必要に応じた専門人材の紹介・派遣調整を行うこと。
- (2) 上記(1)を踏まえた地域づくり人材の育成・確保に向けた奥会津の将来像の検討
- ・当年度における人材育成・確保に向けたロードマップを作成すること。
 - ・地域住民自らが行う人材育成・確保のための枠組みを提案すること。
 - ・枠組みの提案に当たっては、(1)の成果や検証結果を踏まえ、理念や体制、役割分担などについて、関係者を交えた検討会議等（年2回以上、現地対応）を実施すること。
 - ・枠組みを具現化するため、中長期（3～5年）における人材育成・確保に向けたロードマップを作成すること。
- (3) その他、地域人材の育成・確保に向けて必要な支援
- (4) 上記(1)～(3)に付随する業務
- ア 業務に係る経理に関する業務
 - イ 業務月報（別紙1）の作成及び報告業務（毎月1回以上）
 - ※ 業務報告は、原則として委託者及び受託者双方を交えて行うこととする（オンライン可）。
 - ウ 前各号に定めるもののほか、事業実施に関して委託者の指示による業務
 - エ その他、事業の運営に関して必要な業務

5 受託者の業務

本業務における受託者の業務内容は、以下のとおりとする。

(1) 支援準備

受託者は、委託者と十分に協議を行った上で、契約締結後20日以内に下記事項を記した実施計画書を作成し、委託者に提出しなければならない。

また、実施計画に変更が生じた場合は、随時、変更実施計画書を提出しなければならない。

- ア 業務の名称
- イ 業務の場所
- ウ 業務工程
- エ 業務内容及び方法
- オ 実施、連絡体制
- カ 打合せ計画
- キ その他

(2) コーディネーターの設置

ア 設置人数

コーディネーターの設置人数は、1名とする。

なお、コーディネーターに欠員が生じた場合は、委託者と協議し、必要に応じて速やかに欠員を補充できるものとする。

イ 設置条件

設置するコーディネーターは、次の条件を全て満たす者とする。

- ① 地域づくり人材の育成・確保に係るノウハウ及び支援実績を有すること。
- ② 奥会津において人材育成・確保を対象とした支援実績があるなど、地域の実情を理解していること。
- ③ 委託者の求めなど、必要に応じて速やかに現地に赴き、支援活動を行えること。

ウ 活動日数

(ア) 委託期間中の活動日数 45日以上

(イ) 一月当たりの活動日数 3日(24時間)以上7日(56時間)以下

(ウ) 活動日数の考え方

- ・1日分の活動時間は8時間とする(例:本業務にA日4時間、B日2時間、C日2時間従事した場合は、合計8時間=1日分の活動日数となる)
- ・活動実績が上記(ア)を下回る場合は、活動実績に応じて契約額を変更することがある。
- ・設置が欠員補充による場合には、委嘱する年度内において、欠員が生じる日数とする。

(3) 活動報告書の作成

受託者は、本業務の完了後、コーディネーター活動の内容等を取りまとめた活動報告書を作成し、委託者の指定する日までに提出した上で、検査を受けなければならない。

なお、データはMicrosoft Office (Word / Excel / PowerPoint のいずれか) で作成すること。

- ア 活動報告書(原稿) A4版 1部
- イ 上記データ(記録メディア) 1枚

(4) 留意点

- ア 受託者は、委託者がコーディネーターとして委嘱する人材を雇用する場合は、本業務を円滑に進め、かつ、コーディネーターと関係市町村等との間でトラブルが生じないように、責任者を設置し、コーディネーターの指導・管理を行うものとする。
- イ 受託者は、コーディネーターの身分を明らかにするため、身分証明書の交付を受けるものとする。また、交付を受けたコーディネーターは、7(2)本業務の対象地域で活動する際には、身分証明書を常に携帯しなければならない。
- ウ 受託者は、委託者と常に密接な連絡を取り、本業務が円滑に推進できるように必要に応じて打合せ等を実施するとともに、打合せ記録簿等を整備し、打合せや連絡の内容等を相互に確認するものとする。

6 委託料に含まれる経費

委託料には、本業務の実施に係る一切の経費を含むものとする。

ただし、コーディネーターの募集・選定に要する経費及びコーディネーター以外の事務局職員の活動経費（旅費等）は経費に含まない。

7 その他業務実施上の条件

(1) コーディネーターの委嘱

コーディネーターは、受託者に属する者の中から、要領第4条第1項に基づき知事が委嘱するとともに、県ホームページにおいて受託者及び委嘱者を公表する。また、再委託した団体構成員又は個人も同様の取扱いとする。

(2) 本業務の対象地域

本業務の対象地域は、福島県過疎地域等政策支援員設置要綱第3条に基づく「過疎地域その他条件不利地域を有する市町村」のうちの奥会津の町村（柳津町、三島町、金山町、昭和村、只見町、南会津町及び檜枝岐村）を原則とする。

ただし、業務によって得られるノウハウや成果をその他の地域に横展開するなど、福島県内における地域づくり人材の育成・確保に資する場合で、かつ委託者の承諾があった場合はこの限りではない。

(3) 関係者との連携

受託者は、委託者に加え、関係者と緊密に連携しながら本業務を実施すること。

(4) 関係法令及び条例の遵守

本業務の実施に当たり関連する関係諸法規及び条例等を遵守すること。

(5) 権利の帰属

本業務による成果品に対する権利は、全て委託者に帰属するものとし、委託者の承諾を得ずに使用又は他人に公表してはならない。

(6) 書類等の保存

本業務に関する書類・領収書等は、契約締結後5年間保存すること。

(7) 秘密の保持

本業務により知り得た情報を業務中及び完了後も他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、本業務終了後も同様とする。

(8) その他の疑義

本仕様に疑義が生じたとき又は本仕様書により難い事由及び記載されていない事項が生じたときは、委託者と速やかに協議を行い、その指示に従うこと。

(別紙1)

令和5年度福島県過疎地域等政策支援事業

奥会津地域人材育成・確保支援コーディネーター（仮称）設置業務委託 業務月報

令和5年 月 コーディネーター氏名 XXXX

週	活動時間 (h)	活動内容
令和5年 月 日 ～ 令和5年 月 日		
令和5年 月 日 ～ 令和5年 月 日		
令和5年 月 日 ～ 令和5年 月 日		
令和5年 月 日 ～ 令和5年 月 日		
令和5年 月 日 ～ 令和5年 月 日		
活動時間計		

※活動時間には、本業務の対象地域までの移動に要する時間は含めない。